

〈 会 議 資 料 〉

議案第1号

会長及び副会長の選出について

○枚方市景観条例（抜粋）

第7章 景観審議会

第37条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として枚方市景観審議会を置く。

- 2 審議会は、景観の形成に関する重要事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、及び答申し、並びに市長に意見を述べるものとする。
- 3 審議会は、委員13人以内で組織する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 関係団体を代表する者
 - (3) 関係行政機関の職員
 - (4) 公募による市民
 - (5) 前各号に掲げる者のほか、当該調査審議に関し市長が適当と認める者
- 5 第17条第2項及び第5項、第19条並びに第20条第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定により諮問された事項については、次項において準用する枚方市附属機関条例（平成24年枚方市条例第35号）第7条第1項の規定により置く部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営については、枚方市附属機関条例第2条から第10条までの規定を準用する。

○枚方市附属機関条例（抜粋）

（委員の委嘱）

第2条 委員の委嘱期間は、別表に定めがあるものを除くほか、2年（委員を増員する場合その他特別の事情がある場合にあつては、2年以内）とする。

- 2 補欠の委員の委嘱期間は、前委員の委嘱期間の残期間とする。
- 3 委員の再度の委嘱は、妨げない。

（臨時委員）

第3条 執行機関は、附属機関の担当事務に関し必要があると認めるときは、臨時委員を委嘱することができる。

（会長及び副会長）

第4条 附属機関に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員（臨時委員を含む。以下同じ。）の互選によって定める。ただし、副会長については、会長が必要と認めるときは、その指名により定めることができる。
- 3 会長は、会務を総理し、附属機関を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

（会議）

第5条 附属機関の会議は、会長（会長が定められていない場合にあつては、執行機関）が招集し、会長がその議長となる。

- 2 附属機関の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 附属機関の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、執行機関が定める附属機関については、出席した委員の3分の2以上の多数で決する。

（会議の公開）

第6条 附属機関の会議は、公開とする。ただし、次に掲げる会議は、非公開とすることができる。

- （1） 枚方市情報公開条例（平成29年枚方市条例第40号）第5条に規定する非公開情報が含まれる事項に関する審査等を行う会議
- （2） 公開することにより、公正かつ円滑な審査等が著しく阻害され、その目的を達成することができない会議

2 附属機関の会議の議事については、会議録を作成しなければならない。

（平29条例40・一部改正）

（部会）

第7条 会長は、附属機関の担当事務に関し必要があると認めるときは、附属機関に部会を置くことができる。

2 前3条の規定は、部会について準用する。

3 前項に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(関係者に対する協力要請)

第8条 附属機関は、担当事務に関し必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提供、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(委員の守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、執行機関が別に定める。

議案第1号 資料1-3

枚方市景観審議会委員名簿（五十音順）

（令和5年11月より）

氏 名	役 職 等	分 野
あ く い こうへい 阿久井 康平	大阪公立大学 准教授	景観（土木）（学識経験）
おの さとこ 小野 仁子	枚方文化観光協会	観 光（関係団体）
かめもと やすひこ 亀元 靖彦	大阪府都市整備部 住宅建築局 建築環境課 課長補佐	行 政（関係行政）
さこ かずえ 佐古 和枝	関西外国語大学 教授	歴史・文化（学識経験）
とよどめ こうじ 豊留 孝治		市民委員
つばい めぐみ 坪井 恵	北大阪商工会議所 女性会 会長	商 業（関係団体）
なかじま せつこ 中嶋 節子	京都大学大学院 人間・環境学研究科 教授	景観（建築）（学識経験）
みえだ ひさお 三枝 寿夫		市民委員
やまの たかし 山野 高志	大阪公立大学工業高等専門学校 総合工学システム学科 教授	景観（土木）（学識経験）
やまもと ひろし 山本 寛	大阪弁護士会	法 律 （市長が適当と認めるもの）
わかもと かずひと 若本 和仁	大阪大学大学院 工学研究科 准教授	景観（建築）（学識経験）
わたたに けんじ 綿谷 賢治	大阪屋外広告美術協同組合 副理事長	広 告（関係団体）
わたなべ みつり 渡邊 光法	一般社団法人 大阪府建築士事務所協会 第三支部 監事	建 築（関係団体）